

【 検 査 】

3 2 8 心臓超音波検査（経胸壁心エコー法）の算定について

《令和 6 年 1 0 月 3 1 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対するD215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められる。
 - (1) 心筋梗塞（疑い含む。）
 - (2) 心筋症（疑い含む。）
 - (3) 心筋炎（疑い含む。）
 - (4) 心膜炎（疑い含む。）
 - (5) 心膜液貯留（疑い含む。）
 - (6) 心臓弁膜症（疑い含む。）
 - (7) 先天性心疾患（疑い含む。）
 - (8) 川崎病（疑い含む。）
 - (9) 心不全（疑い含む。）
 - (10) 心サルコイドーシス（疑い含む。）
 - (11) 心肥大の疑い
 - (12) 高血圧性心疾患（疑い含む。）
 - (13) 肺高血圧症（疑い含む。）
 - (14) 慢性肺血栓塞栓症（疑い含む。）
 - (15) アミロイドーシス
 - (16) 心雑音、胸痛
 - (17) 心臓腫瘍
 - (18) 大動脈解離
 - (19) 心電図異常（右脚ブロック時）
- ② 次の傷病名等に対するD215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められない。
 - (1) 不整脈疑い
 - (2) 混合性結合組織病
 - (3) 全身性エリテマトーデス
 - (4) 高血圧症（再診時）

○ 取扱いを作成した根拠等

心臓超音波検査（経胸壁心エコー法）は、高周波の超音波を用いて心臓の動きや構造・血流を描出し、心臓ならびに接続大血管に係る疾患の診断や機能の判定を行う検査であり、また、心のうに貯留する液体の評価にも有用である。

①の傷病名は、いずれも心臓疾患、肺動脈および大動脈関連疾患であり、診断上あるいは機能評価を行う上で本検査が有用である。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則認められると判断した。

一方、②の傷病名は、心疾患ならびに接続大血管に係る疾患が必ずしも併存するとは言えないことから、②の傷病名に対するD215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は認められないと判断した。